

一般財団法人白石庵敬神会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人白石庵敬神会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本聖公会の教理に基づき、社会改善、思想善導に関する事業を行い、より良い社会形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本聖公会東北教区及び関連団体が行う児童の養護・訓育事業、キリスト教徳育活動及び地域社会に開かれた施設の充実に対する助成、並びにキリスト教の精神に基づいて活動する団体が行う教育善導活動及び社会福祉活動への助成
- (2) 高齢者の福祉の増進を目的とした事業の経営又はそれらの事業への助成、並びに障がい者等生活困窮者の支援を目的とした事業の経営又はそれらの事業への助成
- (3) 学生、生徒の徳育奨励を目的とした奨学金の貸与
- (4) 所有不動産の運用に係る事業
- (5) その他前各号に掲げる事業に関連する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人の事業は、原則として東北地方において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の種類)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で決議し、評議員会で承認された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 前各号の他基本財産とすることを理事会で決議し、評議員会で承認された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理し、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会で決議し、評議員会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類（以下この条において「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会において承認を得るものとする。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 公益目的支出計画実施報告書（公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでの期間に限る。）

2 前項の事業報告書等については、この法人は、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に認可行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、法令の定めるところにより、事業報告書等及び監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、貸借対照表を公告するものとする。

4 何人も、この法人の業務時間内はいつでも、公益目的支出計画実施報告書について法令の定めるところにより閲覧の請求をすることができる。

(長期借入金の借入及び重要な財産の処分又は譲受け)

第10条 この法人が資金の借入をしようとするときには、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、決議について特別の利害関係を有する理事及び評議員を除く、理事及び評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則)

第11条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める「経理規程」によるものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第12条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第13条に定める最低の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第16条 評議員に対して、各年度の総額が五百万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」による。

第5章 評議員会

(構成及び権限)

- 第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給の基準
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 定款の変更
 - (5) 各事業年度の事業報告書及び決算並びに公益目的支出計画実施報告書（公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでの期間に限る。）の承認
 - (6) 長期借入金の借入並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (7) 残余財産の帰属
 - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(10) 前各号に定めるもののほか、「法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に年1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。
- 6 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集通知が発せられない場合。
- 7 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の中から選定する。

(評議員会の決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 長期借入金の借入及び重要な財産の処分又は譲受け
 - (2) 監事の解任
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 定款の変更
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) 合併、事業の全部又は一部の譲渡

(7) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会への報告等の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長並びに会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名以上及び議事録の作成に係る職務を行った者がこれに記名押印しなければならない。
- 3 前条により評議員会が開催されなかった場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下、「法人法施行規則」という。）第60条第4項の定めにより議事録を作成しなければならない。
- 4 前項の場合の議事録には、議事録の作成に係る職務を行った者がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第23条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める「評議員会運営規則」による。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上6名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 代表理事に異動があった時は、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を認可行政庁に届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、代表理事を補佐しその業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書（公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでの期間に限る。）を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内

の日を理事会の開催日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」による。

(取引制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第40条に定める「理事会運営規則」によるものとする。

(責任の免除)

第32条 この法人は、役員が「法人法」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理 事 会

(設置・構成)

- 第33条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(権限)

- 第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制）の整備

(6) 第32条に規定する責任の免除

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。ただし代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるとき並びに前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合には、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の決議及び決議の省略)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項(第26条第3項の報告を除く。)を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第37条第2項及び第38条により理事会が開催されなかった場合は、「法人法施行規則」第62条において準用する同施行規則第15条第4項の定めにより議事録を作成しなければならない。

4 前項の場合の議事録には、議事録の作成に係る職務を行った理事がこれに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める「理事会運営規則」による。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(合併等)

第42条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決により、他の「法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 この法人が合併をしたときは、法令の定めるところにより、遅滞なく認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、「法人法」第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

2 この法人が解散(合併による解散を除く。)したときは、遅滞なく認可行政庁に届出なければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(公益目的支出計画の変更)

第45条 公益目的支出計画の変更をしようとするときは、法令の定めるところにより、認可行政庁の認可を受けるものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の職員は代表理事が任免し、事務局長及び重要な職員については、理事会の承認を得るものとする。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認により、別に定める。

(帳簿及び書類の備付け等)

第47条 主たる事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(3) 事業計画書及び収支予算書等

(4) 事業報告書及び計算書類等

(5) 公益目的支出計画実施報告書

(6) 監査報告書

(7) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

3 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は瀧口 民郎、業務執行理事は赤坂 有司とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
加藤 博道、 金井 力、 紺野 芳明、 佐藤 忠男、 島田 暁子、 田中 巧子
- 5 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。
赤坂 有司、 齊藤 政信、 瀧口 民郎、 林 富、 若生 熙明、
- 6 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。
阿部 禧典、 宇都木 孝一、

2023年度事業報告

【助成事業】

1. 日本聖公会東北教区及びキリスト教団体への助成事業

〔趣旨〕

当法人の設立者は、平和で人々が充実した生活のできる社会構築への情熱を燃やし、真の道德教育（正邪善悪の概念を自覚し、日常生活で実践していく判断基準や行動基準～道德・倫理～の形成）は宗教教育と一体不可分の関係にあることを強く意識する中で聖公会の教理に深い感銘を覚え、その教えこそが道德教育の中核を為さなければならぬと確信し、宗教法人日本聖公会東北教区が行う教育善導活動を支援することを目的として財団を設立した。

この目的に沿った諸事業を積極的に支援することにより、隣人を愛するキリスト教の精神を広め、人々の道德心の一層の高揚に資し、もって愛と秩序ある平和な社会構築に寄与していこうとするものである。

〔事業内容〕

日本聖公会東北教区及び関連団体が行う児童の養護・訓育事業、キリスト教徳育活動及び地域社会に開かれた施設の充実に対する助成、並びにキリスト教の精神に基づいて活動する団体が行う教育善導活動及び社会福祉活動への助成。

本事業については、本年度計上した予算額に基づき、A～Dの小事業区分において、以下の団体に対してそれぞれ助成した。〔助成総額：33,750千円〕

A. 日本聖公会東北教区及びその関連団体が行う幼児教育事業〔児童の保護・訓育事業〕に対する助成

〔事業内容〕

設立者が抱いた「幼少期からキリスト教の教えを基とした崇高な徳育を通して、豊かな人間性の涵養へ向け善導していくことで児童の健全な育成に寄与し、ひいては互いに思いやりを持ち高い道德観・倫理観に支えられた平和な社会を実現する」という信念を具現化するため日本聖公会東北教区およびその関連団体の行う幼児教育事業に対し助成を行う。

本事業については、本年度計上した予算額に基づき、以下の団体に対してそれぞれ助成した。〔助成総額：30,600千円〕

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ① 日本聖公会東北教区 | 「教区の公益事業（幼児教育事業運営費）」 |
| ・東北教区保育連盟（加盟：16園及び事務局） | |
| ② 学校法人聖ルカ学園（仙台） | 「幼稚園運営費」 |
| ③ 学校法人聖公会青葉学園（仙台） | 「幼稚園運営費」 |
| ④ 学校法人聖公会栄光学園（青森） | 「幼稚園運営費」 |
| ⑤ 学校法人聖公会聖ミカエル学園（秋田） | 「幼稚園運営費」 |
| ⑥ 学校法人聖パウロ学園（盛岡） | 「幼稚園運営費」 |

- ⑦ 学校法人聖公会盛岡こひつじ学園（盛岡） 「幼稚園運営費」
- ⑧ 学校法人聖公会聖パウロ学園（大館） 「幼稚園運営費」
- ⑨ 宗教法人聖テモテ幼稚園（小名浜） 「幼稚園運営費」
- ⑩ 社会福祉法人聖公会東北福祉会（釜石） 「保育園運営費」

B. 日本聖公会東北教区及び関連団体が行う幼児教育以外の公益活動、キリスト教徳育活動並びに地域社会に開かれた施設の充実に対する助成

〔事業内容〕

設立者の信念を継承し、特に設立者が育った宗教法人日本聖公会東北教区が行う「愛と許し」「隣人愛」「他人への思いやり」「慈悲の精神」「貧者救済」「奉仕の精神」「平和への祈り」等、豊かな人間性を涵養するキリスト教の教えを通して行う思想善導活動や社会奉仕活動、及びその拠点となる施設等をより地域に開かれた施設として充実を図ることにより、より良い地域社会の形成に寄与することを目的として助成を行う。

本事業については、本年度計上した予算額に基づき、以下の団体に対してそれぞれ助成した。〔助成総額：2,150千円〕

- ① 日本聖公会東北教区大館聖パウロ教会 「東日本大震災被災者支援」
- ② 東日本大震災被災者支援活動「釜石支援センター望」 「東日本大震災被災者支援」
- ③ 一般社団法人日本聖徒アンデレ同胞会 「公益法人活動運営」

C. キリスト教関係社会福祉法人に対する運営費の助成

〔事業内容〕

隣人愛、慈悲の精神、貧者・弱者救済といったキリスト教、特に聖公会の教えに基づき社会改善・思想善導活動を行っている日本聖公会及びキリスト教関係のうち、主として児童養護施設、高齢者施設などの社会福祉法人に対して、その法人の公益事業に要する資金の助成を行い、活動を支援することにより、その法人の活動を通じて社会に公益を生み出す。

本事業については、本年度計上した予算額に基づき、以下の団体に対してそれぞれ助成した。〔助成総額：1,000千円〕

- ① 社会福祉法人仙台キリスト教育児院 「児童養護施設・老人ホーム運営費」
- ② 社会福祉法人善き牧者会 「児童養護施設運営費」
- ③ 社会福祉法人カトリック児童福祉会 「特別養護老人ホーム運営費」
- ④ 社会福祉法人聖ヒルダ会 「老人ホーム等運営費」
- ⑤ 社会福祉法人ロザリオの聖母会 「児童養護施設運営費」

D. 本号に関連する事業を行う団体及び活動からの支援要請対応のための助成

〔事業内容〕

本号の趣旨に沿い、日本聖公会東北教区及び関連団体が行う児童の養護・訓育事業、キリスト教徳育活動及び地域社会に開かれた施設の充実、並びにキリスト教の精神に基づいて活動する団体が行う教育善導活動及び社会福祉活動などに係る期中支援要請に対して助成を行う。

本事業については、本年度は追加支援要請がなかったことから、助成を行わなかった。

〔助成総額：0円〕

2. 福祉事業・医療事業等への助成事業

〔趣旨〕

当法人の設立者は、医師として、またキリスト教なかでも聖公会の熱心な信者としての信仰生活の中から、人々が充実した生活を営める愛と秩序ある平和な社会を構築していくことを目指し、そのためには広く一般の人々に対し、豊かな人間性の涵養に向けてキリスト教の教えを基とした崇高な徳育や思想善導活動が不可欠であるとの強い信念を抱いた。

当法人はその信念を継承し、隣人愛、慈悲の精神、貧者・弱者救済といった聖公会の教えに基づき、公益的な法人の社会福祉事業や活動へ資金の助成を行い、広く社会に公益を生み出そうとするものである。

〔事業内容〕

高齢者の福祉の増進を目的とした事業の経営又はそれらの事業への助成、並びに障がい者等生活困窮者の支援を目的とした事業の経営又はそれらの事業への助成。

本事業については、本年度計上した予算額に基づき、A～Bの小事業区分において、以下の団体に対してそれぞれ助成した。〔助成総額：4,740千円〕

A. 社会福祉や地域医療を行う法人及び機関、活動団体に対する助成

〔事業内容〕

事業の趣旨に沿った障がい者養護施設、児童養護施設、授産施設、高齢者施設等の社会福祉関係の法人及び機関、若しくはそれらが行う活動、または国際的人道援助活動に対して、その公益事業に要する資金の助成や寄附を行う。

本事業については、本年度計上した予算額に基づき、以下の団体に対してそれぞれ助成した。〔助成総額：3,800千円〕

(1) 主たる事務所のある地域の社会福祉施設、地域医療施設並びに社会福祉活動充実の為の助成 〔助成総額：3,000千円〕

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ① 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 | 「地域社会福祉活動費」 |
| ② 社会福祉法人仙台市社会事業協会 | 「地域社会福祉事業費」 |
| ③ 特定非営利活動法人ほどりすと | 「知的障がい者等支援活動費」 |
| ④ 社会福祉法人はらから福祉会 | 「授産施設運営費」 |
| ⑤ 一般財団法人仙台市立木町通小学校後援会 | 「活動運営費」 |
| ⑥ 社会福祉法人つどいの家 | 「合併症障がい児〈者〉養護活動費」 |
| ⑦ 宮城音訳奉仕会 | 「視覚障害者支援活動費」 |
| ⑧ 特定非営利活動法人とっておきの音楽祭 | 「障がい者音楽祭協賛金」 |
| ⑨ 木町地区民生委員児童委員協議会 | 「地域独居高齢者の安否確認活動費」 |
| ⑩ 地方独立行政法人宮城県立こども病院 | 「運営費」 |

(2) 国際的人道援助事業への寄附 〔助成総額：800千円〕

- | | |
|------------------------------|------------------|
| ① 公益財団法人日本ユニセフ協会 | 「国際的福祉事業への寄附」 |
| ② 公益財団法人日本ユニセフ協会 | 「ウクライナ緊急募金への寄附」 |
| ③ 特定非営利活動法人国境なき医師団日本 | 「国際緊急医療援助活動への寄附」 |
| ④ 特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画 WFP 協会 | 「国際的福祉事業への寄附」 |

B. 地域の児童養護施設などの子どもたちに自然の恵みに触れる機会を提供するための事業

〔事業内容〕

当財団でりんご園を整備し、幼児教育施設や児童養護施設等の子ども達がりんごの栽培やりんご狩りの体験を通して自然の恵みに触れる機会を提供し、豊かな人間性の涵養と児童の健全な育成に寄与することを目的として事業を行い、それに伴う交通費や諸費用を援助する。

本事業については、本年度計上した予算額に基づき事業を行い、またそれらの施設及び助成先である社会福祉施設等へ当財団で管理するりんご園で収穫したりんごを贈呈した。〔事業費総額：940千円〕

【奨学金貸与事業】

3. 学生、生徒の徳育奨励に関する奨学金の貸与事業

〔趣旨〕

向学心に富み、経済的理由により就学困難な者を対象として、一人でも多くの者に教育の機会が与えられ、将来社会に積極的に貢献する人間に成長することを期待し、ひいては平和で充実した生活ができる社会となるよう、キリスト教精神に基づいた教育善導活動として行う事業である。

〔事業内容〕

当法人の設立者の信念である「キリスト教精神に基づく教育善導活動による、愛と秩序ある平和な社会構築」を具現化すべく、徳育奨励と豊かな人間性の涵養へ向けて、奨学金の無利息貸与事業を行う。

本事業については、本年度計上した予算額に基づき、以下の学生・生徒に対して奨学金を貸与した。〔貸与人数：6人、 貸与総額：3,420千円〕

貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	43,622,401	42,779,015	843,386
前払金	0	11,000	△ 11,000
貯蔵品	2,100,710	2,102,833	△ 2,123
前払費用	253,319	549,634	△ 296,315
流動資産合計	45,976,430	45,442,482	533,948
2 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	636,417,323	636,417,323	0
基本財産合計	636,417,323	636,417,323	0
(2) 特定資産			
役員退職慰労引当資産	8,239,000	6,642,000	1,597,000
減価償却引当資産	20,491,246	20,358,806	132,440
預り保証金及び敷金返済引当資産	92,040,000	92,040,000	0
修繕積立資産	223,678,733	213,678,733	10,000,000
特定資産合計	344,448,979	332,719,539	11,729,440
(3) その他固定資産			
建物	529,663,200	550,992,881	△ 21,329,681
構築物	12,626,865	14,550,277	△ 1,923,412
車両運搬具	3,081,974	4,085,432	△ 1,003,458
什器備品	5,774,800	7,740,654	△ 1,965,854
ソフトウェア	331,100	463,540	△ 132,440
電話加入権	0	50,300	△ 50,300
水道施設利用権	5,168,482	5,645,190	△ 476,708
長期貸与金	83,416,575	87,468,750	△ 4,052,175
出資金	200,000	200,000	0
預託金	64,900	64,900	0
その他固定資産合計	640,327,896	671,261,924	△ 30,934,028
固定資産合計	1,621,194,198	1,640,398,786	△ 19,204,588
資産合計	1,667,170,628	1,685,841,268	△ 18,670,640
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,125,446	1,430,744	△ 305,298
未払法人税等	16,804,900	16,845,600	△ 40,700
未払消費税等	338,500	338,300	200
前受金	9,818,750	9,553,750	265,000
預り金	818,493	442,296	376,197
流動負債合計	28,906,089	28,610,690	295,399
2 固定負債			
長期未払金	3,770,000	3,908,800	△ 138,800
預り保証金及び敷金	108,165,000	109,665,000	△ 1,500,000
役員退職慰労引当金	8,239,000	6,642,000	1,597,000
固定負債合計	120,174,000	120,215,800	△ 41,800
負債合計	149,080,089	148,826,490	253,599
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
受取寄付金	167,520,061	167,520,061	0
指定正味財産合計	167,520,061	167,520,061	0
(うち基本財産への充当額)	(167,520,061)	(167,520,061)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産	1,350,570,478	1,369,494,717	△ 18,924,239
(うち基本財産への充当額)	(468,897,262)	(468,897,262)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(344,448,979)	(332,719,539)	(11,729,440)
正味財産合計	1,518,090,539	1,537,014,778	△ 18,924,239
負債及び正味財産合計	1,667,170,628	1,685,841,268	△ 18,670,640

一般財団法人白石庵敬神会助成金交付要綱

(総則)

第1条 一般財団法人白石庵敬神会（以下、「当財団」という。）が行う定款第4条第1号及び第2号に定める助成事業に係る助成金及び寄附金の交付は、本要綱の規定に従って行う。

(目的)

第2条 この事業は、隣人愛、慈悲の精神、奉仕の精神、経済的若しくは身体的弱者救済などのキリスト教の精神に基づき、公益的な教育（倫理・道徳教育を含む）事業、社会福祉事業及び医療事業を行う事業者に対して助成を行い、より良い社会形成に寄与することを目的とする。

(助成金の対象団体)

第3条 当財団に助成金の申請をすることが出来る団体（以下、「申請団体」という。）は、日本聖公会東北教区及びその関連団体、並びにキリスト教精神に基づいて活動する団体若しくは仙台市に拠点を置き公益的な活動を行う団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 教育事業、社会福祉事業、医療事業又は社会奉仕活動等の公益活動を行うものであること。
- (2) 原則として、1年以上の活動実績があり、かつ当該事業等を継続する意思があること。
- (3) 原則として、会則若しくは定款などの定めがあること。

2 前項のほか、当財団が助成金を交付することができる団体は、前項に準ずる社会福祉や地域医療を行う法人、機関及び活動団体等、並びに国際的人道援助活動を行う団体とし、助成先及び助成額については、次条以降の申請手続きによらず、理事会において審議、決定する。

(助成金の申請基準等)

第4条 申請団体により申請をすることが出来る助成金とは、申請団体の事業運営若しくは施設設備の充実に係るものであることとし、申請基準は以下とする。

- (1) 申請団体の事業運営に係る費用の助成金申請額は、原則として、その費用の1/4以内であること。
- (2) 申請団体の施設設備の充実に係る費用の助成金申請額は、当該団体の財務状況、事業の緊急性及び継続性、総予算、事業内容等を総合的に勘案して機関決定するものとする。なお、高額な申請及び前年度を上回る申請を企図する際には、あらかじめ当財団に相談を行うものとする。

(助成金申請書類)

第5条 申請団体は、原則として以下の書類を代表理事宛に提出するものとする。

- (1) 必要事項を記入押印した当財団所定の申請書
- (2) 申請する事業年度の事業計画書、予算書
- (3) 申請団体の役員会等の責任ある機関において、当財団へ助成を申請することが承認された旨、及びその金額の記載がある議事録等の書類
- (4) 申請する事業年度の前年度の事業報告書、計算書類一式
- (5) その他当財団が必要とする書類

(申請期限)

第6条 申請団体は、原則として、申請する事業の属する事業年度の6月末日までに申請することとする。ただし、自然災害に起因する復旧に要する費用等、急を要すると判断した場合にはその限りではない。

(助成金交付基準等)

第7条 助成金交付に係る審議は理事会において行う。

- 2 助成金の総額は、毎年度の収入見込み額から当財団の維持管理費用及び既に継続事業として実施している第3条第2項で規定する助成額等を控除した額を前年度3月に行われる予算審議の理事会によって決議する。
- 3 個々の申請団体に対する助成金の交付額は、各申請団体の書類を全て受け取った後の理事会において以下の基準により審議する。
 - (1) 当該事業が当財団の助成の趣旨と合致していること。
 - (2) 助成をすることにより申請団体の目的達成の効果が期待できるものであること。
 - (3) 当該事業計画が十分に検討・準備されていること。

(理事会審議)

- 第8条** 理事会は、提出された申請書類について審議し、第4条及び前条の規定に基づき助成の可否及び助成金額を決定する。
- 2 助成金の総額を超える助成金額の申請がなされた場合及び第6条の期限後に発生した事案については、事務局において十分な調査・確認等を行った上で、改めて理事会において審議し、決定する。
 - 3 理事会は、審議に必要と判断したときは、当該申請団体に対しヒアリング及び追加資料の提出を求めることができる。
 - 4 理事会の決議に際しては、公正性を確保するため、直接利害関係を有する(※注)理事及び監事を除いて審議する。

※注 直接利害関係者とは、その団体等の代表者またはその団体等から定期的な報酬を受けている者。

(助成金交付の通知)

第9条 代表理事は、理事会の審議の結果について、速やかに書面にて該当の申請団体各々に通知する。

(助成事業の実施報告)

- 第10条** 助成金交付を受けた団体は、当該年度の決算承認後、速やかに、助成事業に係わる実施報告書として、以下の書類を代表理事宛に提出するものとする。
- (1) 当該年度の事業報告書、計算書類一式
 - (2) その他当財団が必要とする書類

(助成金の取消し及び返還)

- 第11条** 代表理事は、申請団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付の取消し、若しくは交付額の変更、又は既に交付した助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。
- (1) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 助成金申請団体の執行方法が不相当と認められたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が理事会の承認を得て別に定める。

2 この要綱の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月11日から改定施行する。

(平成27年11月11日理事会議決)

附 則

この要綱は、平成29年6月2日から改定施行する。

(平成29年6月2日理事会議決)

附 則

この要綱は、2022年9月8日から改定施行する。

(2022年9月8日理事会議決)